

令和6年度 道路橋梁維持事業 大倉橋他2橋橋梁補修設計業務委託

特記仕様書

第1条 総則

1) 適用範囲

本特記仕様書は、掛川市が発注する「令和6年度 道路橋梁維持事業 大倉橋他2橋橋梁補修設計業務委託」に適用する。

2) 業務管理

受託者は委託契約書、設計図書、本特記仕様書、業務打合せ書及び関係法規を尊重し、監督員（掛川市建設工事執行規則第2条第1号による職員「以下監督員という。」）の指示を受け正確に施工しなければならない。

3) 履行期間

本業務の履行期間は設計書による期間とする。

4) 秘密の保持

受託者は、業務の内容及びその成果を発注者の承諾を得ずに第三者に知らせてはならない。

第2条 業務目的

本業務は、別途業務委託にて既存塗膜にポリ塩化ビフェニル（PCB）を含有していることが判明した橋梁について、補修設計を行うことを目的とする。

対象橋梁	市道大倉ヶ谷・片倉線	大倉橋（1径間）	二級河川	西大谷川（県管理）
	市道46号線	大旗橋（1径間）	一級河川	亀惣川（県管理）
	市道相良大須賀線旧道線	円道橋（1径間）	一級河川	亀惣川（県管理）

第3条 適用基準等

業務の実施に当たっては、本特記仕様書によるほか、下記の基準等に準拠して実施するものとする。

- 1) 静岡県業務委託共通仕様書 令和6年2月 静岡県交通基盤部
- 2) 静岡県橋梁設計要領 令和3年10月 静岡県交通基盤部
- 3) 社会資本長寿命化計画橋梁ガイドライン改訂版 平成28年3月 静岡県交通基盤部
- 4) 静岡県橋梁点検マニュアル改訂版
令和2年4月 静岡県交通基盤部道路局道路整備課
- 5) 道路橋定期点検要領 令和6年3月 国土交通省道路局
- 6) 橋梁補修マニュアル 平成28年3月 静岡県交通基盤部道路局道路整備課
- 7) 道路橋に関する基礎データ収集要領（案）平成19年5月 国土技術政策総合研究所
- 8) その他関連基準

第4条 業務内容

(1) 現地調査

1) 設計計画

業務の目的・趣旨を把握したうえで、特記仕様書の確認を行い、必要となる既存資料を収集整理するとともに、業務計画書を作成する。

2) 現地踏査

設計計画及び現地踏査また、現況調査に先立ち、現地踏査を行い、現況の交通状況、路下の状況等を現地の概況を調査する。その結果に基づき、現況調査の実施計画書を作成する。

なお、中性化試験等の調査が必要と判断される場合、監督員と協議の上、追加する。

3) 現況調査

過年度の橋梁詳細点検結果を整理・把握し、現況調査実施計画書に基づき、橋梁補修設計に使用する橋梁一般図を復元するために必要な調査を行う。

4) 一般図作成

貸与資料及び現況調査結果を基に、補修設計に用いる一般図を作成する。なお、既存橋梁一般図の有無は以下の通りである。

大倉橋：無し

大旗橋：無し

円道橋：無し

(2) 補修設計

工法及び材料については、必ず新技術・新材料の有無を新技術情報提供システム (NETIS) 等にて確認し、在来工法及び一般的な材料、またはその他の新技術・新材料と比較し、活用検討を実施した上で決定すること。

1) 鋼橋塗装設計

過年度点検結果及び現況調査結果を踏まえ、主桁及び支承の腐食、防食機能の劣化に対する対策工法の検討、設計図作成、数量計算書作成を行う。

劣化した防食機能を回復させるものであり、塗装仕様や範囲の検討を行うものである。

(3) 施工計画

補修工事を実施する際の施工方法について、施工箇所の河川管理上の施工条件等を十分に考慮し、施工方法、工事用進入路、仮設工、施工フロー等の施工計画を立案する。

(4) 概算工事費算定

(2) における各種詳細設計をもとに仮設費を含めた橋梁全体の概算工事費を算出する。

(5) 照査

設計方針及び設計手法が現地の状況に対して適切であるかの照査に加え、設計図、数量等について照査を行う。

(6) 報告書作成

(1)～(5)について取りまとめて報告書を作成する。

第5条 協議

1) 打合せ協議

上記1～4に必要な打合せ協議。初回(1) 中間(2) 最終(1) の4回とするが、業務実施にあたり関係法令及び本特記仕様書に定めのない事項等に疑義が生じた場合は、発注者と受託者で協議し作業が円滑に進むよう努めるものとする為、この限りではない。

2) 関係機関協議

補修工事等の実施に当たり、関係機関（河川管理者等）との協議のために必要となる資料を作成する。（河川一時占用許可申請書作成を含む。）

第6条 貸与資料

本業務の貸与資料は以下のとおりとする。

- ・ 橋梁点検結果
- ・ 橋梁台帳
- ・ 含有量調査結果

第7条 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

報告書、打合せ記録簿、図面等については製本及び電子媒体にて提出すること。また、各原図、原稿等についてはファイル、CD等に収納し納品すること。なお、成果品の部数については2部を原則とするが発注者(担当監督員)の指示による。

なお、円道橋成果品については、令和6年10月末までに納品する。

第8条 その他

- 1) 総合的なコスト縮減に取り組む具体的な計画案を盛り込むこととする。
- 2) 現地状況把握のための現地踏査などにおいて民地立ち入りの必要がある場合は、事前に地権者への連絡を取り、了承を得た後に実施するものとする。
- 3) 報告書作成のための基礎資料について、関係機関からの資料提供の必要がある時は監督員に報告し協議するものとする。

履行条件明示事項

下記項目のうち適用項目○印該当欄は、当該業務に関する履行条件として明示するものである。
記載内容は、特記仕様書と同様の位置付けである。
なお、明示事項に変更が生じた場合は、監督員に報告し、協議するものとする。

	明示項目	適用項目	明示が必要な場合	明示事項	内容	
A 具体的な設計条件	1 設計条件・業務内容	○	必要に応じて記載		現地調査実施後、担当監督員と協議すること。	
B 隣接又は関連する調査業務	1 隣接又は関連する調査業務	○	隣接又は関連する調査業務がある場合	業務①	業務名	
					履行期間	
					受注者	
				業務②	業務名	
					履行期間	
					受注者	
				業務③	業務名	
					履行期間	
					受注者	
C 関係機関との協議等	1 関係機関との協議	○	関係機関との協議を行う場合	協議①	施設名	一級河川 亀惣川・二級河川 西大谷川
					管理者名	静岡県(袋井土木事務所 掛川支所)
					内容	補修工事実施時の仮設工
				実施状況及び協議完了予定時期	担当監督員と協議し決定	
				協議②	施設名	
					管理者名	
	内容					
	2 地元関係者との交渉	○	地元関係者との交渉が必要な場合	交渉①	交渉先	
					内容	
				交渉②	交渉先	
内容						
D 貸与資料の取扱い	1 貸与資料	○	貸与資料がある場合	資料①	資料名①	河川占用図書、点検結果、塗膜分析結果(含有量)、橋梁台帳(※既往図面無し)
					貸与予定時期①	契約日～1ヶ月間
				資料②	資料名②	
					貸与予定時期②	
				資料③	資料名③	
					貸与予定時期③	
E 部分引渡し及び部分使用の時期	1 部分引渡し	○	約款第37条の規定に基づく指定部分がある場合	引渡し①	指定部分	円道橋成果品
					引渡し時期	令和6年10月末時点
				引渡し②	引渡し理由	年度内工事発注のため
					指定部分	
	2 部分使用	○	約款第33条の規定に基づき部分使用する箇所がある場合	部分使用①	使用する部分	
					使用する時期	
				部分使用②	使用する理由	
					使用する部分	